

年末年始の業務のご案内

(○印が開庁・開館・開業日)

施設名 日時	役場 石崎出張所 湯ノ岱出張所	総合福祉センター ジョイ・じょぐら	花沢温泉 簡易浴場	国民温泉 保養センター	上ノ国診療所 上ノ国歯科診療所	石崎診療所 石崎歯科診療所	南檜山 清掃センター し尿収集
12月27日(土)	休	○	○	○	○ 午後より休み	休	○ 午後より休み
12月28日(日)	休	○	○	○	救急当番医 (上ノ国診療所)	休	休
12月29日(月)	○	休	○	○	○ 午後より休み	休	○
12月30日(火)	○	○	休	○	休	休	○
12月31日(水)	休	休	休	休	休	休	休
1月 1日(木)	休	休	休	休	休	休	休
1月 2日(金)	休	休	休	休	休	休	休
1月 3日(土)	休	休	○	○	休	休	休
1月 4日(日)	休	休	○	○	休	休	休
1月 5日(月)	休	休	○	○	○	○	休

※ごみ収集日は収集カレンダーでご確認ください。

『70歳以上の老人世帯』・『障がい者』・『母子家庭』に灯油購入費および電気料金を助成します

町では、灯油価格の高騰および電気料金の値上げによる生活不安を解消するため、経済的に厳しい高齢者世帯や心身に障害を有する方がいる世帯などに対し、緊急的に生活の一助として、灯油購入費および電気料金の一部を助成します。

1 対象となる世帯

(平成27年2月1日時点)

- ①70歳以上の高齢者のみで構成する世帯
- ②70歳以上の高齢者と満18歳未満の方、または高校在学中の方で構成する世帯
- ③身体障害者手帳(1・2級)療育手帳(A判定)、または精神障害者保健福祉手帳(1・2級)の交付を受けている方がいる世帯
- ④母子(満18歳未満の方、高校在学中の方)で構成する世帯

2 対象となる条件

- ①平成27年2月1日時点で上ノ国町に住所を有し、住民基本台帳に登録されている世帯
 - ②平成26年度市町村民税非課税世帯
- ※上記の条件を満たす世帯でも以下の方は対象となりません。

- ・施設入所者 ・生活保護世帯
- ・「上ノ国町税の滞納に対する制限措置に関する条例」に該当する方がいる世帯

「1 対象となる世帯」のいずれかに該当し、
「2 対象となる条件」を満たしている場合は、

1世帯につき 10,000円を助成します。

【申請方法】

- 申込期間 平成27年2月2日(月)から平成27年2月27日(金)まで(土・日曜日、祝日を除く)
- 申込先 健康づくりセンター・湯ノ岱出張所・石崎出張所
- 申請に必要なもの
 - ①印鑑
 - ②口座振込希望者は銀行預金等の口座番号(JFマリンバンクは除く)
 - ③身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳(お持ちの方のみ)
 - ④10,000円分以上(灯油購入費と電気料金の合算も可)の申請者となる方の名前の領収書等(領収書の日付は、平成27年1月1日以降のもの)
※亡くなられた方の名前の領収書は、購入先で申請者となる方の名前に訂正した後、提出願います。
 - ⑤平成26年1月1日以降に町外から転入された方は、前住所地での非課税を証明できる書類

お問い合わせ 保健福祉課介護・自立支援グループ